農作物の残留農薬の規制が5月29日から強化されます

農産物の安全性を確保するために、食品衛生法が改正され「ポジティブリスト制度」が導入されます。 これまでは残留農薬基準の設定されていない農薬については規制の対象外でしたが、この法律改正により、 すべての農薬に対して作物ごとに残留農薬基準が設定され、規制の対象となります。

例えば、農家が自分のほ場で登録のある農薬を使用していても、その農薬が隣接する農薬に登録のない 作物に付着し、定められた残留基準値を超えると、食品衛生法違反となり、生産物は出荷停止・回収など の対応が求められます。

農薬使用にあたっては以下のことに気をつけましょう。

農薬の使用基準を守る。

飛散しにくい剤型 (粒剤等) を選ぶ。 散布器具の洗浄をしっかりとする。 農薬散布する隣接の作物に注意する。

隣近所との連絡をまめにとる。

農薬を散布するときは以下のことに気をつけ、 飛散させないようにしましょう。

風のないときを選んで散布する。 作物の近くで散布し、噴頭を上に向けない。 散布機の圧力と風量は強すぎないようにする。 散布液量は多すぎないようにする。 遮蔽シートや網目ネットを設置する。

ポジティブリスト制度は、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度です。これまで 残留基準がなかった農薬に対しても、国際基準などを参考にして基準値を設定するほか、参考基準がな いものについても、0.01ppm (1億分の1) という厳しい一律基準を設けています。

【問い合わせ先】 中央東農業振興センター 農業改良普及課(☎53-3039)

固定資産税係からのお知らせ

納付書について

納税義務者 ── 本年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方

基準日が1月1日の為、平成18年度に限り土佐山田町・香北町・物部町にそれぞれ固定資産を所有されている納税者の方に旧町村単位で納付書が発送されます。

納 期 月 ─ 5月・7月・11月・翌年1月

税 率 — 1.4% (標準税率)

免 税 点 ─ 土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円

(それぞれの課税標準額が免税点未満の場合は課税されません)

納期前納付報奨金 ― 第1期の納期月 (5月) に全期前納した場合に、報奨金制度があります。算定基準は2期の税額に交付率 (5月15日までは8.0%、5月16日~5月31日まで

は6.5%) を乗じた金額。

□ 座 振 替 ── 全期前納の場合は5月15日(月)、 期別の場合は各納期月の末日

平成18年度固定資産税制度の改正について

平成18年度は3年に一度の固定資産税の評価替えの年にあたり、土地や家屋の評価額が見直されます。また、土地の固定資産税評価額は、平成6年度の評価替の際に、地価公示価格の7割を目途にするとされました。この評価額をもとに課税標準額を算定すると、税額が大幅に上がるため、毎年当年度の評価額の一定割合に近づける負担調整措置がとられています。平成18年度の地方税法の改正により、このしくみの一部が変わります。特に農地以外の土地については、課税標準額が評価額の一定割合に達するまでは評価額(住宅用地の場合は評価額の1/6または1/3)の5%ずつ上昇することとされました。また、今年度の評価額に対する昨年の課税標準額との割合が20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額になります。

【問い合わせ先】 税務課 固定資産税係(☎53-3116)